



■小売電気事業者さまに対する月間確定使用量データお知らせの一部遅延について■

当社は2016年4月の電力自由化の制度改正にともない、新たな手順により業務を運行しておりますが、現在、小売電気事業者さまに対して、電気をご使用される皆さまの月間確定使用量データをお知らせする作業が一部遅延[※]しております。

小売電気事業者さまをはじめ電気をご使用される皆さまには心よりお詫び申し上げます。

月間確定使用量データのお知らせが一部遅延している主な原因は、託送業務システムの不具合と推定しており、月間確定使用量データを構成する検針データが託送業務システム内で滞留している場合は手作業によって処理し、検針データが託送業務システムで確認できない場合は現場出向してデータを収集するなどして対応しております。

現在、このお知らせの遅延解消に向けて鋭意取り組んでおり、5月19日からは小売電気事業者さまと対応方法について順次協議を開始しておりますが、電気をご使用される皆さまに不利益が生じないよう最大限努めてまいります。

※一部遅延

当社エリア内で電気をお使いになる皆さまの約2,700万件のデータのうち、託送業務システムにて小売電気事業者さまに月間の確定使用量データをお知らせするものは、5月19日時点で約33万件あります。そのうち、電力広域的運営推進機関が定めている規約で示されている行程（原則として検針日から起算して4営業日）からデータのお知らせが遅延しているものは約1.9万件（約6%弱が遅延）あります。なお、従来の電気料金メニュー（経過措置メニュー）で電気をご使用されている皆さまは、託送業務システムを経由しておらず、月間の確定使用量データお知らせの遅延は発生しておりません。